

4 衛生費

1 保健衛生費 1 保健衛生総務費

[担当：保健センター] P.139

20 健康づくりに要する経費 1,871,000 円 (2,461,000 円)

[国・県 45,000 円 その他 57,000 円 一財 1,769,000 円]

* 特財積算根拠

[県負：保健事業費 67,500 円 × 2/3 = 45,000 円]

[諸収入：講座参加個人負担金 300 円 × 190 人 = 57,000 円]

目的

健康の保持・増進と疾病の予防を図る。

内容

自らの健康は自ら守るという認識のもと、健康の保持・増進・疾病予防のために必要な知識を学ぶとともに、自分の生活習慣を見直すための教室を開催する。また、藤代保健センター、各公民館等で健康相談を実施し、生活習慣の改善や疾病予防に努める。

[担当：保健センター] P.140

2401 休日夜間急患センター運営に要する経費 34,999,000 円

[その他 10,650,000 円 一財 24,349,000 円] (34,821,000 円)

* 特財積算根拠

[負担金：休日夜間急患センター運営費負担金 (守谷市) 6,532,980 円]

[負担金：休日夜間急患センター運営費負担金 (利根町) 3,117,078 円]

[諸収入：休日夜間緊急診療所運営費交付金 (つくばみらい市) 1,000,000 円]

目的

日曜日や祝日、夜間における初期救急患者に対する医療の確保を図る。

内容

取手市、守谷市、利根町により、取手・北相馬休日夜間緊急診療所の運営を医師会病院へ委託し、休日や夜間の急な怪我や病気に対して早期に対応する。

[担当：保健センター] P.140

2501 常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 35,597,000 円

[その他 20,123,000 円 一財 15,474,000 円] (35,238,000 円)

* 特財積算根拠

[負担金：常総地域病院群輪番制病院運営費負担金 (常総市) 4,804,291 円]

[負担金：常総地域病院群輪番制病院運営費負担金 (守谷市) 6,868,285 円]

[負担金：常総地域病院群輪番制病院運営費負担金 (つくばみらい市) 5,285,996 円]

[負担金：常総地域病院群輪番制病院運営費負担金 (利根町) 3,164,579 円]

目的

病院・医院が休診となる日曜日や祝日、夜間の第2次救急医療対策として、重症患者の医療の確保を図り、また、小児救急医療輪番制を実施し、地域の小児救急医療の確保を図る。

内容

地域の病院・医院が休診となる日曜日や祝日、夜間において、常総地域内の宗仁会病院、取手協同病院、取手医師会病院、東取手病院、守谷第一病院、守谷慶友病院、きぬ医師会病院、水海道さくら病院の8病院が共同連携し、輪番方式で救急医療業務を実施し、さらに取手協同病院、守谷第一病院による輪番方式で乳児や幼児等を対象に小児救急医療業務を行い、4市1町が補助する。

参加市町：取手市・常総市・守谷市・つくばみらい市・利根町

[担当：保健センター] P.140

2601 老人保健施設建設補助金 25,530,000 円 (25,734,000 円)

[一財 25,530,000 円]

目的

高齢化社会に対応する施設建設を推進し、保健・福祉・医療の充実を図る。

内容

介護を必要とする老人の家庭や社会への復帰を目的とし、入所、短期入所療養介護(ショートステイ)及び通所リハビリテーション(デイケア)により残存機能の回復・維持のための介護サービスを行っている緑寿荘への建設補助金。

1 保健衛生費 2 予防費

[担当：保健センター] P.141

2001 予防接種に要する経費 93,200,000 円 (84,325,000 円)

[一財 93,200,000 円]

目的

各種感染症の発生及び蔓延の防止を図ると共に、罹患した場合でも重症化を防ぐ為に予防接種を行う。

内容

乳幼児等の予防接種は、各保健センターと福祉会館において集団接種で受ける方法と市内委託医療機関で個別接種を受ける方法になっている。児童・生徒の予防接種は、学校において集団接種で実施する。高齢者インフルエンザ予防接種については、市内外で受けられる体制を整え実施している。尚、平成20年度から5年間の時限措置として、中学1年生、高校3年生に属する者に対して、麻しん風しん追加予防接種を実施することになった。

(単位：人)

	区分	予定数	医師数
一般	B C G	835	58
	ポリオ	1,275	48
	日本脳炎	105	個別接種

	二種混合	85	個別接種
	三種混合	3,280	個別接種
	麻しん	15	個別接種
	風しん	15	個別接種
	麻しん風しん混合	2,685	個別接種
	高齢者インフルエンザ	10,100	個別接種
学校	二種混合	944	31
	麻しん風しん混合	969	20

[担当：保健センター] P.141

2101 結核予防に要する経費 12,501,000 円 (13,616,000 円)

[一財 12,501,000 円]

目的

結核による呼吸器疾患の発生防止を図る。

内容

保健センターや各公民館、集会所等に於いて、特定健診、ヘルスアップ健診等各がん検診時に、呼吸器検診として、肺がん検診と合わせてレントゲン撮影による検診を行う。

1 保健衛生費 3 母子衛生費

[担当：保健センター] P.142

20 乳幼児健診に要する経費 10,347,000 円 (8,410,000 円)

[国・県 945,000 円 一財 9,402,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：食育推進事業交付金 38,000 円 × 1/2 = 19,000 円]

[国補：生後 4 か月までの全戸訪問事業交付金 1,852,000 円 × 1/2 = 926,000 円]

目的

健康診査等により発育・発達の遅れ等を早期発見し、保健指導を行うことにより乳幼児の健康な成長を図ると共に、保護者の育児不安の解消を図る。

内容

4 ヶ月児、9 ヶ月児、1 歳 6 ヶ月児、3 歳児を対象に健康診査を実施。1 歳 6 ヶ月児、3 歳児健康診査時に心理発達相談員を配置し、身体及び精神の発育・発達の遅れ等を早期に発見するとともに、子育て相談員を配置し、保護者の育児不安の解消に努める。5 ヶ月～2 歳児を対象に育児相談を実施し、身体測定、離乳食相談、育児全般の相談を保健師・栄養士が行う。また、4 ヶ月児健康診査時に股関節等の異常の早期発見をより専門的視点から整形外科医師の診察を実施している。更に 4 ヶ月児健診では「心と体の健康・育児調査票」を用いてアンケートを行い、早期の段階で保護者の育児不安の把握に努める。また、1 歳 6 ヶ月児健康診査時には歯科衛生士により歯みがき指導を行う。

[担当：保健センター] P.144

21 母子保健に要する経費 28,408,000 円 (16,814,000 円)

[国・県 386,000 円 その他 63,000 円 一財 27,959,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：食育推進事業交付金 42,000 円×1/2 = 21,000 円]

[国補：フォローアップ教室事業交付金 730,000 円×1/2 = 365,000 円]

[諸収入：講座参加個人負担金 300 円×210 人 = 63,000 円]

目的

出産前後の母子の健康管理と、児の健全な成長発達を図る。全ての乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける。

内容

(1) プレママ・パパ教室・子育て教室

妊娠 5・6 ヶ月の妊婦、またはその配偶者を対象として、妊娠・出産・育児について学ぶ教室を開催する。3 回目を両親参加とし、父親教室を単発で行うのではなく、妊婦教室・父親教室をあわせた事業(プレママ・パパ教室)にすることで、父親の参加率を高めていく。子育て教室は、妊婦とその配偶者を対象。父親の存在がいかに重要であるかをテーマに臨床心理士を講師に迎え、グループワーク・講話をする。プレママ・パパ教室の 3 回目が実践編ならば、その理論編がこの事業である。

教室名	回数	場所
プレママ・パパ教室	24 回	保健センター・藤代保健センター
子育て教室	3 回	保健センター・藤代保健センター

(2) 家庭訪問

・ 生後 4 ヶ月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後 4 ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、安心して子育てができるように支援する事業であり、平成 20 年 1 月より開始した。第 1 子と 2,500 g 未満の低体重児は前年同様保健師が訪問し、第 2 子以降に関しては保育士が訪問する。

・ 他市町村から里帰り出産された方も希望により訪問する。

・ 虐待ケースや要支援ケースは、関係機関と連携をとり保健師が訪問する。

(3) 妊婦・乳児健康診査

・ 妊婦健康診査

厚生労働省からの「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方」に基づき、平成 20 年度から回数を 2 回から 5 回へ変更し積極的な妊婦健康診査の受診を図る。

健診時期	
第 1 回	母子健康手帳発行後の初回の受診時
第 2 回	妊娠 18～21 週
第 3 回	妊娠 22～27 週
第 4 回	妊娠 28～33 週
第 5 回	妊娠 34～37 週

・乳児健康診査

乳児前期(3~6ヵ月)、後期(9~11ヵ月)の各1回ずつ、一般健康診査を受けられる受診票を発行する。

(4)フォローアップ教室

1歳6ヵ月児健診・3歳児健診等で発見された発達の遅れや偏りが心配される児、または育児に不安を抱える親に対して継続して教室に参加していただき、専門のスタッフと関わりを持ち、フォローをしていく。

(5)歯みがき指導

2歳~就学前までの幼児を対象に歯みがき指導、フッ素塗布、むし歯予防の健康教育を親子歯みがき教室として保健センターで2回、藤代保健センターで2回実施する。

1 保健衛生費 4 生活習慣病対策費

[担当：保健センター] P.146

20 生活習慣病対策検診に要する経費 55,012,000円 (158,863,000円)

[国・県 38,000円 一財 54,974,000円]

*特財積算根拠

[県負：保健事業費 57,000円×2/3=38,000円]

目的

検診により自己の健康状態を知り、生活習慣を見直すきっかけとなり、健康の保持・増進と適切な医療の確保を図る。

内容

基本健康診査が特定健康診査に移行する。特定健診時、前立腺がん・肺がん検診も合わせて実施することにより、疾病の早期発見に努める。特定健診実施後は健康相談を実施し、生活習慣の改善や疾病予防に努める。乳がん検診は従来の集団検診に加えて施設検診を導入し、検診の受診に対する意識向上と共にがんの早期発見・治療に努める。若い年代から生活習慣病及び内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を予防していくために、独自に18~39歳を対象にヘルスアップ健診を実施する。検診の計画は次のとおり。

検診名	実施時期	場所	検診予定者
骨粗鬆症検診	8/18	藤代保健センター	665人
	8/19	福祉会館	
	8/20	戸頭公民館	
	8/21	保健センター	
	8/22	藤代保健センター	
	8/25	井野公民館	
乳がん検診(集団) ・乳房X線撮影+視触診 ・乳房X線撮影 ・超音波検査+視触診	6/16~6/30 11/17~11/28 12/3~12/9	保健センター 福祉会館 井野公民館 白山公民館 藤代保健センター	1,300人

乳がん検診(施設) ・乳房X線撮影+視触診 ・乳房X線撮影 ・超音波検査+視触診	8~10月 2~3月	取手医師会病院 藤代病院 取手協同病院	
子宮がん検診(集団)	6/2~6/13	保健センター 福祉会館 各公民館 藤代保健センター	700人
子宮がん検診(施設)	4/1~3/6	委託医療機関	770人
胃がん検診	7/9~8/8 10/14~11/19	保健センター 福祉会館 各公民館 藤代保健センター等	2,500人
大腸がん検診	7/9~8/8 10/14~11/19	保健センター 福祉会館 各公民館 藤代保健センター等	3,200人
前立腺がん検診	[前期] 6/30~8/8(31日間) [後期] 9/29~10/24(21日間) [被扶養者] 11/10~12/5(20日間)	保健センター 藤代保健センター 福祉会館 各公民館等	2,500人
肺がん検診	[前期] 6/30~8/8(31日間) [後期] 9/29~10/24(21日間) [被扶養者] 11/10~12/5(20日間)	保健センター 藤代保健センター 福祉会館 各公民館等	15,000人 420人
ヘルスアップ健診	10/26~10/29 11/6~11/9	保健センター 藤代保健センター	2,911人

[担当：保健センター] P.147

2401 精神保健事業に要する経費 661,000円 (694,000円)

[その他 36,000円 一財 625,000円]

*特財積算根拠

[諸収入：講座参加個人負担金 300円×120人=36,000円]

目的

こころの悩みや病気を抱える方及びその家族等に対する相談・リハビリの場を設け、適切な支援を行うとともに精神障害者の福祉の向上を図る。また、広く市民に対し精神保健福祉に関する普及啓発活動を行う。

内容

こころの健康相談として、精神科医師による相談を保健センターで月1回、心理相談員に

よる相談を藤代保健センターで月1回実施する。また、通院中で回復途上にある精神障害者に対し、毎月保健センターで3回、集団での生活指導を行うことにより、対人関係の改善、生活習慣の取得等、社会生活への適応を促進し、自立を図る。年1回精神保健に関する講演会を行うことにより、広く市民に対し普及啓発活動を行う。

1 保健衛生費 5 保健センター費

[担当：保健センター] P.148

2001 保健センター管理運営に要する経費 10,843,000円(11,912,000円)

[一財 10,843,000円]

目的

保健センター及び藤代保健センターで実施する乳幼児健診や予防接種等のため、施設の維持・管理を図る。

内容

保健センター及び藤代保健センターで行う乳幼児健診や予防接種、各がん検診等を円滑に実施するため、清掃・修繕・警備を行い、施設の維持・管理を図る。

2 保健衛生費 6 環境衛生費

[担当：環境保全課 H20 環境対策課] P.149

1101 取手市環境審議会に要する経費 234,000円(234,000円)

[一財 234,000円]

目的

本市における環境行政全般について、調査審議する。

内容

審議会は次の各号の事項について、市長の諮問に応じて調査、審議しその結果を答申する。また、市長に建議することができる。

- 1 環境行政の基本的なあり方に関する事。
- 2 取手市環境基本計画に関する事。
- 3 環境衛生の維持及び公害の防止に関する事。
- 4 リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に関する事。
- 5 その他環境の保全及び創造に関し必要な事項
- 6 前各号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属せられた事項

[担当：環境保全課 H20 環境対策課] P.149

2101 犬猫対策に要する経費 3,210,000円(3,426,000円)

[その他 3,210,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：犬登録手数料(交付) @2,000×580件=1,160,000円]

[手数料：犬登録手数料(再交付) @1,000×24件=24,000円]

[手数料：注射済票交付手数料(交付) @400×5,065件=2,026,000円]

[手数料：注射済票交付手数料(再交付) @200×2件=400円]

目的

狂犬病の予防及び公衆衛生・公共の福祉の増進を果たす。

内容

- ・犬の登録及び鑑札の交付、手数料徴収事務。
- ・狂犬病予防注射(集合注射)の実施、注射済票の交付・手数料徴収事務。
- ・不幸にも路上で、交通事故で死亡した動物の処理を実施する。
- ・犬の飼い方マナー教室を開催する。
- ・犬の登録、狂犬病予防、ペットの飼い方等について広報、啓発を行う。

[担当：環境保全課 H20 環境対策課] P.150

2201 公衆トイレ管理に要する経費 7,226,000 円 (4,672,000 円)

[一財 7,226,000 円]

目的

取手駅西口公衆トイレ及び藤代駅南口公衆トイレ(平成 20 年度竣工)を清潔に保ち、常に衛生的な状態でトイレの使用ができるようにする。

内容

取手駅西口公衆トイレ及び藤代駅南口公衆トイレを毎日清掃する(1 月 1 日は除く)また、機器保守点検(取手駅西口公衆トイレ)を年 2 回実施する。

[担当：環境保全課 H20 環境対策課] P.150

2301 雑草除去に要する経費 2,953,000 円 (3,530,000 円)

[その他 2,953,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：草刈受託収入 2,953,000 円]

目的

空き地が雑草等により不良な状態とならないようにし、安全で清潔な生活環境を保持する。

内容

雑草等が繁茂した空き地の所有者又は管理者に対して、適正な管理を行うよう指導するとともに、種々の事情で所有者又は管理者自身による雑草等の除去が困難な場合、委託を受けて除去を実施する。

[担当：環境保全課 H20 環境対策課] P.151

2401 取手市外 2 市火葬場組合負担金 98,039,000 円 (118,420,000 円)

[その他 62,520,000 円 一財 35,519,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：取手市外 2 市火葬場組合事務費 30,250,000 円]

[諸収入：火葬場周辺整備事業費 32,270,610 円]

目的

取手市外 2 市火葬場組合により火葬場「やすらぎ苑」の管理運営等を行う。

内容

- ・火葬場「やすらぎ苑」の管理運営の適正化を図り火葬を円滑に実施する。

火葬場組合負担金

(単位:千円)

	平均割 30%	人口割 70%	合 計
取 手 市	20,902	77,137	98,039
守 谷 市	20,902	39,756	60,658
つくばみらい市	20,902	29,429	50,331
計	62,706	146,322	209,028

[担当：環境保全課 H20 環境対策課] P.151

2501 取手市環境基本計画策定に要する経費 5,828,000 円

[一財 5,828,000 円]

目的

現行の取手市環境基本計画を見直し、合併後の新取手市としての環境基本計画を策定する。
あわせて、ごみの減量、地球温暖化防止のための実行計画を策定する。

内容

- ・環境の現況把握(既存のデータ、現況調査、市民アンケート調査等)を行う。
- ・現計画の達成度把握と評価を行う。
- ・公募市民からなる委員会で原案を策定する。

[担当：環境保全課 H20 環境対策課] P.152

3101 小規模水力発電事業に要する経費 99,000 円 新規

[一財 99,000 円]

目的

地域の新エネルギーとして、小貝川における小規模水力発電の実現を図る。

内容

- ・専門家の協力を得ながら、技術的な調査・検討を行い、小規模水力発電事業の可能性を明らかにする。
- ・関係機関(NEDO、県、国交省、水利権者等)との調整を行い、法規制・補助など、事業の制度的な側面を明らかにする。(NEDO：独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構)

1 保健衛生費 7 公害対策費

[担当：環境保全課 H20 環境対策課] P.153

2001 公害対策事業に要する経費 5,895,000 円 (5,846,000 円)

[その他 200,000 円 一財 5,695,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：土砂等による土地の埋立等に係る特定事業許可申請手数料 200,000 円]

目的

環境の実態を把握し、公害の発生を未然に防止することにより、市民の健康を守り、快適な生活環境を保全する。

内容

(1)水質汚濁防止対策

発生源の規制及び指導

水質汚濁防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び市公害防止条例に基づき、規制対象工場・事業場の立入調査(県との合同立入調査含む)を実施し、排水基準等に関する指導を行う。

公共用水域の水質観測

市内河川(小貝川、相野谷川、北浦川、西浦川)農業用水路及び樋管において定期的に水質調査を実施し、公共用水域の水質汚濁の状況を把握する。

古利根沼水質・底質調査

古利根の自然環境を保全するため水質、底質の調査、監視を我孫子市との共同により実施する。

井戸水検査

市内各地区から、一般家庭を数箇所ずつ選定して、井戸水の有害物質の検査を行い、地下水の汚染状況を把握する。

産業廃棄物対策

フジランド産業廃棄物処分場からの地下水汚染を監視するため、周辺宅地内の井戸水の水質検査を継続して実施する。

(2)大気汚染防止対策

発生源の規制及び指導

大気汚染防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び市公害防止条例に基づき、特定施設を有する工場・事業場について県と合同立入調査を実施し、排出基準を遵守するよう指導する。

光化学スモッグ対策

光化学スモッグ対策要綱に基づき、光化学スモッグ緊急時連絡体制をつくり、光化学スモッグ予報、注意報が発令された場合、関係機関等に通報し、被害の未然防止に努める。

(3)騒音・振動防止対策

発生源の規制及び指導

騒音規制法、振動規制法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び市公害防止条例に基づき、特定施設の設置等や特定建設作業の実施について事前に届出を義務付け、騒音振動発生源の内容を把握し、騒音・振動公害の未然防止に努める。

環境騒音の測定

市内における環境基準との適合状況について把握するため、市内 11 地点において 24 時間測定を実施する。

(4)悪臭・地盤沈下防止対策

悪臭については、市全域が悪臭防止法の規制地域として指定を受けており、茨城県生活環境の保全等に関する条例と併せて規制を行う。

地盤沈下については、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び市公害防止条例に基づく、特定施設の設置等の届出により、被害の未然防止に努める。

[担当：環境保全課 H20 環境対策課] P.153

2301 生活排水汚濁水路浄化施設維持管理に要する経費 5,483,000 円

[一財 5,483,000 円] (5,333,000 円)

目的

新取手団地の生活排水を浄化し、相野谷川の水質の向上を図る。

内容

良好な浄化水質を得るため、機器の点検・整備を引き続き実施する。また余剰汚泥の発生を抑制して処分量を削減するため、微生物の働きを活性化させる対策を委託する。

なお、引き続き定期的な水質検査を実施し、浄化の効果を監視する。

主な経費 (単位：円)

内 容	金 額
光熱水費	1,860,000
浄化施設機械等修繕料	200,000
処理場内維持管理委託料	99,000
水質及び汚泥分析検査委託料	470,190
余剰汚泥削減対策委託料	599,000
浄化施設運転管理・点検委託料	787,920
汚泥処分委託料	1,271,000
浄化施設草刈委託料	150,000

2 清掃費 1 清掃総務費

[担当：環境保全課 H20 環境対策課] P.155

2001 清掃事業に要する経費 54,373,000 円 (55,624,000 円)

[その他 369,000 円 一財 54,004,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：生活雑排水汲取手数料 @2,800 × 11 台 × 12 ヶ月 = 369,600 円]

目的

清潔で住み良い環境づくりを図る。

内容

・パトロール等により、市内全域の側溝等の状態を把握し、必要に応じて随時側溝、柵、スクリーンの清掃等を実施する。また、緊急時にも即時対応を行う。

・生活雑排水を浸透柵で処理している家庭のうち浸透柵で処理しきれない雑排水の汲み取りを行う。(汲取り戸数 12 戸)

[担当：環境保全課 H20 環境対策課] P.155

2101 廃棄物不法投棄対策に要する経費 620,000 円 (638,000 円)

[一財 620,000 円]

目的

廃棄物の不法投棄の未然防止及び不法投棄事案の早期解決により、良好な生活環境を確保するとともに公衆衛生の向上を図る。

内容

取手市不法投棄ボランティア監視員及び郵便事業株式会社取手支店(旧取手郵便局)、取手ハイタク協会と連携を取り、市内の不法投棄の監視、早期発見を行うとともに、不法投棄の未然防止についての積極的な啓発活動を行う。

また、廃棄物減量等推進員による不法投棄監視体制への協力を行う。

[担当：環境保全課 H20 環境対策課] P.156

2201 合併処理浄化槽設置整備費補助事業に要する経費 20,056,000 円

[国・県 6,668,000 円 一財 13,388,000 円] (13,631,000 円)

* 特財積算根拠

[国補：循環型社会形成推進交付金 $20,004,000 \times 1/3 = 6,668,000$ 円]

目的

生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置を促進する。

内容

対象区域:次の区域を除く区域

1. 公共下水道事業認可区域
2. 農業集落排水施設の処理区域及び処理計画区域

国補助金分

5人槽相当 294,000 円 × 37 基 = 10,878,000 円

7人槽相当 342,000 円 × 24 基 = 8,208,000 円

10人槽相当 459,000 円 × 2 基 = 918,000 円

計 63 基 20,004,000 円

[担当：環境保全課 H20 環境対策課] P.156

2501 公共施設の里親制度に要する経費 98,000 円 (113,000 円)

[一財 98,000 円]

目的

公共施設の美化保全を通じて市民、事業者、行政が一体となった住みよいまちづくりを推進する。

内容

市管理の公共施設について里親の登録をし、定期的に清掃、環境美化促進等の活動を行う。

2 清掃費 2 じん芥処理費

[担当：環境保全課 H20 環境対策課] P.156

2001 じん芥収集に要する経費 314,796,000 円 (311,531,000 円)

[その他 28,673,000 円 一財 286,123,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：一般廃棄物許可申請手数料 3,000 円]

[手数料：粗大ごみ収集運搬手数料 14,372,000 円]

[諸収入：資源物売却代 14,298,000 円]

(1) じん芥収集運搬委託料 312,053,000 円

目的

一般廃棄物(ごみ)の収集運搬を実施することにより、市民の良好な生活環境を確保する。

内容

市内一般家庭から排出される一般廃棄物(可燃・不燃)及び資源物(新聞・雑誌・段ボール・古着・あき缶・あきビン)の収集運搬を、業者に委託して実施する。

尚、ごみの減量と資源化を図るため引き続き 5 種 13 分別を推進する。

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	有害ごみ	資源物									
				新聞紙	雑誌・雑紙	段ボール紙	紙パック	古着	あき缶	無色ビン	茶色ビン	その他のビン	

[担当：環境保全課 H20 環境対策課] P.157

2101 ごみ処理事務に要する経費 5,643,000 円 (5,653,000 円)

[その他 4,628,000 円 一財 1,015,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：粗大ごみ収集運搬手数料 4,628,000 円]

目的

廃棄物(ごみ)の発生を抑制し、再利用を促進し清潔で快適な生活環境を保持する。また各団体と連絡調整や連携を図りながらごみ処理に関する情報の交換や、将来の方向性を協議する。

内容

- ・ごみの発生抑制・再使用・再生について、市民に理解を求めるため、広報等により啓発し循環型社会の構築を目指す。
- ・粗大ごみの有料化に伴い受付事務が複雑化したため臨時職員を採用し迅速に対応する。
- ・関係機関との連絡調整や茨城県清掃協議会の活動を行う。

2 清掃費 3 ごみ減量推進費

[担当：環境保全課 H20 環境対策課] P.158

2001 ごみ減量推進に関する経費 18,708,000 円 (19,698,000 円)

[一財 18,708,000 円]

目的

ごみの減量化の推進、資源の有効利用など、リサイクルに関する市民の自主的なとりくみの促進を図る。

内容

生ごみ処理容器購入補助金は、購入費の3分の2で1世帯2基まで1基につき限度額3,000円、電気式生ごみ処理機購入補助金は、購入費の3分の2で1世帯1基まで限度額30,000円を交付する。

資源回収助成金は、地区の自治会や子供会、PTA等の自主団体が回収した資源物については1kg当たり5円、その資源回収団体から資源回収業者が回収した資源物については1kg当たり2円の助成金を交付する。

・生ごみ処理容器等補助金実績と平成20年度の見込み

年度	コンポスター		電気式生ごみ処理機		EM容器		合計
	数量	補助金額	数量	補助金額	数量	補助金額	
18	10個	27,700円	100個	2,887,400円	63個	86,800円	3,001,900円
19	14個	33,500円	103個	2,942,700円	57個	82,200円	3,058,400円
20	コンポスター・電気式生ごみ処理機・EM容器						3,540,000円

19年度については、20年1月末現在の実績。

・資源回収助成金実績と平成20年度の見込み

年度	団体数	数量(kg)	助成金
18	112(子供会等)	1,986,810.49	9,934,049円
	9(回収業者)	1,428,250.00	4,284,750円
19	115(子供会等)	1,964,403.50	9,822,014円
	9(回収業者)	1,476,370.00	4,429,110円
20	115(子供会等)	2,200,000.00	11,000,000円
	9(回収業者)	1,600,000.00	3,200,000円

[担当：環境保全課 H20 環境対策課] P.158

2002 市施設のごみ減量化・資源化推進に関する経費 416,000 円 新規

[一財 416,000 円]

目的

ごみの減量化及び資源物の再資源化の促進のために、公共施設から排出される量を把握し、リサイクルに関する取り組みの促進を図る。

内容

市の施設のうち、取手市役所本庁舎、藤代庁舎及び小・中学校(小学校18校、中学校8校)から排出される、一般廃棄物(可燃ごみ、不燃ごみ、あき缶、あきビン)及び資源物(新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール紙)をごみ集積所や資源物置場に出す際に計量器により重量を計量し、一般廃棄物の排出の抑制や減量化を進める。

[担当：環境保全課 H20 環境対策課] P.158

2101 生ごみリサイクル事業に要する経費 13,147,000 円 (12,635,000 円)

[その他 7,000,000 円 一財 6,147,000 円]

[諸収入：オータムジャンボ宝くじ収益金市町村交付金 7,000,000 円]

(1)生ごみ減量化推進委託料 13,000,000 円

目的

資源循環型社会形成の一環として、ごみの減量化を推進する。

内容

市内の協力地区1,042世帯から排出される生ごみを週1回収集し堆肥化施設において堆肥化する。

生ごみリサイクル事業実績 平成 19 年 4 月～平成 20 年 1 月

	関鉄・本郷	中央・駒場	青柳・井野	新取手・台宿	合 計
平成 19 年 4 月～ 平成 20 年 1 月	23,104kg	18,171kg	13,824kg	7,565kg	62,664kg
世帯数	337 世帯	288 世帯	267 世帯	150 世帯	1,042 世帯
人数	1,100 人	934 人	904 人	453 人	3,391 人

・協力世帯の1世帯平均人数：3.3人

・協力世帯の1日1世帯当り生ごみ量：165g

・協力世帯の1日1人当り生ごみ量：51g

2 清掃費 5 し尿処理費

[担当：環境保全課 H20 環境対策課] P.160

2001 し尿処理事業事務に要する経費 61,074,000 円 (60,800,000 円)

[その他 29,618,000 円 一財 31,456,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：し尿処理手数料 29,618,278 円]

目的

市域内の清潔な生活環境を保全する。

内容

市内のくみ取り式トイレのし尿汲取りを定期的実施する。また、世帯の希望や災害時などの必要に応じて、臨時の汲取りを実施する。手数料は、し尿汲取券または口座振替によって徴収する。

汲取実施戸数及び人数の見込み

定額制 3,430 人

特別加算 517 戸

従量制 10,905 本

[担当：環境保全課 H20 環境対策課] P.160

2101 龍ヶ崎地方衛生組合負担金 288,289,000 円 (301,920,000 円)

[一財 288,289,000 円]

目的

取手市から搬出されたし尿及び浄化槽汚泥の処理を適切に行い、生活環境を保全する。

内容

し尿及び浄化槽汚泥を龍ヶ崎地方衛生組合が龍の郷クリーンセンターにおいて処理している。

建設費分 120,723,000 円

一般経費分 167,566,000 円

分担金表

(単位:千円)

	市町村名	建設費分	一般経費分	平成 20 年 度分担金	全体比 %	平成 19 年 度分担金	比較
1	取手市	120,723	167,566	288,289	28.67	301,920	13,631
2	龍ヶ崎市	63,186	93,292	156,478	15.56	162,150	5,672
3	牛久市	41,092	56,599	97,691	9.71	101,216	3,525
4	利根町	12,484	19,696	32,180	3.20	32,493	313
5	河内町	21,663	31,267	52,930	5.26	54,285	1,355
6	稲敷市	91,404	101,892	193,296	19.22	209,277	15,981
7	美浦村	31,660	48,728	80,388	8.00	82,679	2,291
8	阿見町	44,264	60,091	104,355	10.38	108,261	3,906
	計	426,476	579,131	1,005,607	100	1,052,281	46,674